

(予算特別委員会資料)

令和7年度

# 予 算 説 明 書

(第1回定例市会)

教 育 委 員 会

# 目 次

1	令和7年度教育委員会予算編成方針	1
2	令和7年度教育委員会予算の主要事業	2
3	令和7年度歳入歳出予算事項別計算書	
(1)	歳入歳出予算一覧	8
(2)	歳入予算の説明	9
(3)	歳出予算の説明	13
4	債務負担行為	21
5	予算関連議案	
第8号議案	神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件 (教育委員会関係分)	23
第9号議案	神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例の件 (教育委員会関係分)	26
第27号議案	神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件	28

## 1 令和7年度教育委員会予算編成方針

少子高齢化や人口減少、急速な技術革新の進展やグローバル化など、社会状況が変化中、これからの時代においては、自他を大切にし、仲間とのつながりを通じ、自律心や社会性、協調性を育むとともに、一人ひとりのよさや個性を伸ばし、自ら学び・考え、主体的に行動し、未来の創り手となれるよう、教育の充実に取り組む必要がある。

令和7年度予算の編成にあたっては、そのような状況を踏まえつつ、「神戸市教育大綱」の方針の下、第4期神戸市教育振興基本計画に基づき、以下の5つの施策に重点的に取り組んでいく。

1. 子供が主役のこれからの学び
2. 一人ひとりに応じたきめ細かな支援
3. 安全・安心で過ごしやすい環境づくり
4. 子供に向き合い寄り添える学校づくり
5. 地域とともにつくる開かれた学校

## 2 令和7年度教育委員会予算の主要事業

### 1 子供が主役のこれからの学び

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○個別最適な学びと協働的な学びの充実</p> <p>効果的な学習用端末活用の促進や、きめ細かな学習指導を行うための授業改善を図るなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の学習状況を把握・分析し授業改善につなげるため、全国学力・学習状況調査に加え、端末を活用した市独自の学力・学習状況調査を実施</li> <li>・教員と連携して放課後学習や同室複数指導、少人数指導などを行う「学習指導員」を全小中学校に配置</li> <li>・多様な学びの充実を図るため、探究的な学習に参画する企業や大学を広く募る等、産官学連携を強化</li> </ul>	583,465
<p>② ○学習用端末の更新</p> <p>児童生徒の学習用端末について、使いやすく壊れにくい、いつでもどこでも学びに活かすことができるものに更新する。</p>	1,356,931
<p>③ 英語教育の推進</p> <p>全小・中・高・特別支援学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、ネイティブスピーカーとの生きたコミュニケーションを交わすことで、児童生徒の英語力向上を図るとともに国際理解を深める。</p> <p>また、姉妹都市等との国際交流事業や各種キャラバンプログラム、民間事業者による英語4技能テストを実施するなど、実践的なコミュニケーション力の向上を図る。</p>	1,161,436
<p>④ ○体力向上に向けた取り組みの推進</p> <p>児童の体力向上に向け、学習用端末を活用して運動意欲の向上・運動の習慣化を図るとともに、「放課後運動遊び事業」の実施により運動機会の拡充に取り組む。</p>	22,613
<p>⑤ 豊かな体験学習の推進</p> <p>小学校では、自然に触れ合う体験型環境学習や集団宿泊活動等を通じて、生命に対する畏敬の念や主体性を育むことを目的にした環境体験（3年生）及び自然学校（5年生）を実施する。</p> <p>中学校では、心の教育の充実を図り、職業観・勤労観を育むことを目的にした職場体験等「トライやる・ウィーク」（2年生）を実施する。</p>	228,559
<p>⑥ 学校図書館の充実</p> <p>児童生徒の豊かな心と、読解力や思考力、表現力など確かな学力を育むため、全小中学校に学校司書を配置し、児童生徒の読書活動や図書資料を効果的に活用した授業を推進することで、子供たちの学びの質を高めていく。</p>	420,936
<p>⑦ 市立高校における高度な情報教育の推進（DXハイスクール）</p> <p>市立高校において、ICTを活用した探究的な学びや情報等の教育を重視するカリキュラムを実施するために必要な環境整備等を引き続き行う。</p>	19,000

<p>⑧ 小学校教科担任制の推進</p> <p>学習が高度化する小学校高学年において、引き続き教科担任制を実施するとともに、中学年において児童の発達段階や学校状況に応じて推進していく。</p>	—
--	---

## 2 一人ひとりに応じたきめ細かな支援

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○不登校等の児童生徒に対する支援</p> <p>「不登校支援の充実に向けた基本方針」に基づき、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できるよう、多様な学びの場の確保や支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の教育課程を編成し、個々の学習状況に応じた学びを支援する学びの多様化学校「みらいポート」(湊翔楠中学校分校)を令和7年4月に開校</li> <li>・対面による支援が難しい児童生徒を対象に、オンラインでの学習支援やコミュニケーション支援を試行的に実施</li> <li>・全小中学校に教室以外の居場所として整備した「校内サポートルーム」に引き続き支援員を配置</li> <li>・セミナーの開催や交流機会の創出など、保護者支援の充実</li> <li>・フリースクール等関係機関との情報共有を図り、連携を強化</li> </ul>	472,553
<p>② いじめ未然防止学習等の推進</p> <p>児童生徒が主体となっていじめについて考え、理解を深めるために、市独自の学習指導案を作成し、児童生徒の発達段階に応じた授業を実施するとともに、「神戸いじめ防止フォーラム」を開催し、いじめを許さない土壌づくりに取り組む。</p>	14,324
<p>③ ○特別支援教育相談センター等の充実</p> <p>特別支援教育相談センターの面談体制を強化し、保護者の適切な就学先選択に向けた支援を行うとともに、新たに学校支援チームを立ち上げて、地域校における特別支援教育の充実を図る。</p> <p>また、視覚・聴覚に障害のある児童生徒が多様な場で学ぶことができるよう、地域校において弱視・難聴学級を順次設置していく。</p>	13,859
<p>④ ○医療的ケア支援</p> <p>特別支援学校に看護師を配置するとともに、地域校には令和7年度より派遣時間上限を撤廃して看護師を派遣する(派遣時間：週15時間まで→上限撤廃)。</p> <p>また、特別支援学校における保護者負担の軽減及び児童生徒等の社会的自立のため、看護師が介護タクシー等へ添乗し通学支援を行う(月6回・下校時)。</p>	174,135
<p>⑤ ○自校通級指導教室の整備</p> <p>通級による指導の対象となりうる児童生徒の増加に対応するとともに、児童生徒が自校で指導を受けられる体制を整えるため、拠点校通級指導教室(14か所)に加え、新たに19校で自校通級指導教室を設置する。</p> <p>&lt;自校通級指導教室設置校数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度：77校(令和6年度：58校)</li> </ul>	11,838

<p>⑥ 外国人児童生徒等の支援</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒に対し、初期日本語指導教室（日本語ひろば）や日本語指導加配教員による取り出し授業、J S L教室等を実施する。</p> <p>また、ランゲージ支援員の配置や授業同時通訳支援ツールの活用により、母語による学習支援等を行う。</p>	144,493
<p>⑦ ネットいじめ・ネット依存等の防止対策</p> <p>ネットによるいじめ等の人権侵害やトラブルの防止、ネット依存の防止など適正な利用につなげるため、情報モラルに関する出前授業を実施する。</p>	2,526

### 3 安全・安心で過ごしやすい環境づくり

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○中学校給食の全員喫食の実施</p> <p>P F I 手法により整備する第二学校給食センターや民間調理施設方式により、順次温かい給食による全員喫食を実施する。</p> <p>また、全員喫食実施までの間、保温食缶を活用した温かい給食を引き続き提供する。</p> <p>＜スケジュール（予定）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月 長田区6校・西区13校 民間調理施設方式</li> <li>・令和8年1月 東灘区7校 民間調理施設方式 灘区5校・兵庫区5校・北区16校 給食センター方式（第二学校給食センター）</li> </ul>	1,494,726 (別途2月補正 4,925,186)
<p>② ○学校給食における食材費高騰対策</p> <p>食材価格の高騰が続く中で、給食提供に必要な食材費と保護者が負担する給食費との差額を引き続き公費により負担し、栄養バランスのとれた給食を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者負担額 小学校 260円/食、中学校 170円/食（令和6年度と同額）</li> <li>・給食提供単価 小学校 324円/食、中学校 391円/食</li> <li>・高騰対策額 小学校 64円/食、中学校 51円/食</li> </ul>	959,583
<p>③ ○中学校給食費の半額助成</p> <p>保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、全世帯の中学校給食費の負担を半額とする。（所得制限なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校給食費：年額66,470円（高騰対策額を含む）→28,900円</li> </ul>	708,565
<p>④ ◎いぶき明生支援学校分校設置</p> <p>特別支援学校における児童生徒の増加対策として、旧本多聞小学校の跡地にいぶき明生支援学校の分校（小・中学部）を設置するため、校舎改修工事の設計等を行う。（令和10年度開校予定）</p>	83,850
<p>⑤ ◎東舞子小学校学級増対策</p> <p>児童数の増加に伴う教室不足等を解消し、教育環境の確保を図るため、暫定校舎を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度：暫定校舎設計・建築工事、給食室改修設計等</li> </ul>	10,064

<p>⑥ ◎北須磨小学校校舎増改築 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の解消及び教育環境の改善を図るため、校舎再整備の基本計画策定を行う。</p>		7,000
<p>⑦ ○垂水小学校校舎増改築 教育環境の改善と今後の児童数増加に対応するため、校舎の増改築等を行う。 ・令和7年度：南校舎棟建設工事、運動場整備工事、北校舎棟解体撤去他工事、北側用地取得及び運動場拡張工事 等 (南校舎棟竣工予定：令和7年7月)</p>		953,229
<p>⑧ ○春日野小学校校舎増改築 校舎の老朽化やバリアフリー等の教育環境改善を図るため、校舎の増改築等を行う。 ・令和7年度：東校舎棟建設工事、給食棟・北校舎棟解体撤去他工事 等 (東校舎棟竣工予定：令和7年4月)</p>		542,255
<p>⑨ ○義務教育学校港島学園校舎一体化整備 老朽化した校舎の大規模改修に併せて小中一貫教育を推進していくため、前・後期課程の校舎の一体化に向けた整備を行う。 ・令和7年度：前期課程校舎北棟改修、新設棟増築工事 等 (新設棟竣工予定：令和8年12月)</p>		1,240,056
<p>⑩ ○学校園の大規模・長寿命化改修 学校園の老朽化対策を行い、安全・安心な教育環境を確保するため、大規模・長寿命化改修工事を行う。 ・令和7年度：小学校12校、中学校8校</p>		— (別途2月補正 8,289,373)
<p>⑪ ○学校施設のバリアフリー改修 学校施設におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターやユニバーサルトイレの設置、スロープ等による段差解消を行う。 ・エレベーター設置：4校 ・ユニバーサルトイレ設置：21校(内6校は大規模・長寿命化改修に併せて実施) ・スロープ等による段差解消：15校(内7校は大規模・長寿命化改修に併せて実施)</p>		160,997 (別途2月補正 381,398)
<p>⑫ ○水泳授業における民間プールの活用 プールが設置されていない小中学校において、民間プールを活用した水泳授業を実施する。 ・令和7年度：4校(令和6年度：3校)</p>		17,757
<p>⑬ ○通学手段確保対策 市立小中学校に公共交通機関を利用して通学する児童生徒のうち、一定の距離要件を満たす者に対し、通学にかかる費用を助成する。 また、平野小学校の通学手段として利用していた路線バスが休止することに伴い、代替の通学手段を確保する。</p>		136,114




#### 4 子供に向き合い寄り添える学校づくり

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○小学校 35 人学級編制の実施            少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、国の制度変更に合わせて、小学校 6 年生の学級編制基準を 35 人に変更し、小学校全学年を 35 人学級編制とする。</p>	—
<p>② ○学年（チーム）担任制の導入            学級担任を固定せず、学級における児童生徒の指導等の業務を複数の教員で分担する「学年（チーム）担任制」を積極的に推進していく。            令和 7 年度：50 校予定（令和 6 年度：モデル実施 9 校）</p>	500
<p>③ ○教職員の働き方改革            時間外在校等時間の削減という「量」の観点だけではなく、教職員の働きやすさや働きがいなど、教育全体の「質」の向上も踏まえた働き方改革を推進していく。その一環として、各学校園の主体的な取り組みに対して経費的支援を行う。</p>	5,000
<p>④ ○教職員のメンタルヘルス対策            教職員の心の健康保持・増進のため、産業保健体制を強化し、新規採用教員の面談や休職者へのフォロー等の充実を図ることで、安心して働くことができる環境づくりを推進する。</p>	54,657
<p>⑤ ○教育情報インフラの再構築            教員が使用する端末及びネットワーク環境である「神戸教育情報基盤サービス（K I I F）」を再構築する。その際に、入学時等の必要書類（各種調査票、同意書等）をスマートフォン等で提出できる新たな機能を導入し、保護者の利便性向上と教職員の負担軽減を図る。</p>	1,944,452
<p>⑥ ○学校給食費の公会計化            中学校給食の全員喫食への移行に伴い、学校給食費の公会計化を実施する。            ・令和 6 年度 小学校・特別支援学校・一部の中学校の給食費を公会計化            ・令和 7 年度 全員喫食への移行時に中学校の給食費を公会計化            ※令和 8 年 1 月に全中学校が公会計化完了予定</p>	83,692
<p>⑦ スクールカウンセラーの配置            児童生徒や保護者の心のケアを図り、安心な学校づくりを進めるため、教育相談及び支援を行うスクールカウンセラーを全小中学校・高等学校等に月 4 回配置、全特別支援学校に月 2 回配置する。</p>	369,048
<p>⑧ スクールソーシャルワーカーの配置            家庭・学校・地域及び関係機関の支援ネットワークを構築する福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを効果的に配置し、児童生徒の健全な成長を支援するとともに、虐待や不登校等の早期発見・早期対応を進める。</p>	107,982
<p>⑨ スクール・サポート・スタッフの配置            教員が教材研究等の本来業務に注力できるよう、学校現場において業務補助を行うスクール・サポート・スタッフを引き続き全校に配置する。</p>	290,823



## 5 地域とともにつくる開かれた学校

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎「KOBE◆KATSU」の推進 (中学校部活動の地域移行)</p> <p>子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的とした「KOBE◆KATSU」(コベカツ)の令和8年度開始に向けて、必要な環境の整備や活動団体の確保等の取り組みを推進する。</p> <p>また、施設や設備等で部活動と競合しない活動等について、先行実施を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校施設の環境整備 (屋外簡易照明の整備、武道場等のスマートロックシステムの整備等)</li> <li>・「コベカツクラブ」WEBページの作成・運用</li> <li>・先行実施に伴う保険料の公費負担 等</li> </ul>  <p>② ◎小学校での早朝受け入れ</p> <p>子育てと仕事の両立を支援するため、保護者が登校時間より先に出勤せざるを得ない家庭に対し、地域の協力で小学校において児童の居場所を確保する「早朝受け入れ事業」を試行的に実施する。</p> <p>③ コミュニティ・スクールの推進</p> <p>小・中学校、義務教育学校に設置した学校運営協議会を中心として、学校・保護者・地域住民等の相互連携をより一層促進することにより、学校運営の改善・向上や児童生徒の健全育成につなげる。</p> <p>④ 学校施設開放事業</p> <p>学校施設の活用を図るため、施設利用のインターネット予約システムと施設の鍵のスマートロック化を連動させた体育館の夜間開放を実施する。</p> <p>また、引き続き市民がより利用しやすい学校施設開放事業のあり方について検討を行う。</p>	<p>61,450 (別途2月補正 87,300)</p> <p>14,000</p> <p>26,829</p> <p>32,413</p>

### 3 令和7年度歳入歳出予算事項別計算書

[予算第1号議案] 令和7年度神戸市一般会計予算（教育委員会所管分）

#### (1) 歳入歳出予算一覧

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	329,671	13 教 育 費	131,086,449
1 使 用 料	324,533	1 教 育 総 務 費	10,724,093
2 手 数 料	5,138	2 教 育 振 興 費	1,301,851
18 国 庫 支 出 金	18,759,149	3 幼 稚 園 費	2,116,820
1 負 担 金	16,745,804	4 小 学 校 費	49,161,978
2 補 助 金	1,942,448	5 中 学 校 費	26,035,195
3 委 託 金	70,897	6 高 等 学 校 費	5,925,107
19 県 支 出 金	160,224	7 特 別 支 援 学 校 費	8,597,433
2 補 助 金	152,224	12 体 育 保 健 費	11,726,051
3 委 託 金	8,000	13 学 校 建 設 費	15,187,638
20 財 産 収 入	17,510	14 教 育 施 設 整 備 費	310,283
2 財 産 売 払 収 入	9,786		
3 基 金 収 入	7,724		
21 寄 附 金	58,584		
1 寄 附 金	58,584		
22 繰 入 金	14,945		
2 基 金 繰 入 金	14,945		
24 諸 収 入	5,092,951		
1 納 付 金	52,000		
4 受 託 事 業 収 入	4,512		
5 貸 付 金 元 利 収 入	21,402		
7 雑 入	5,015,037		
25 市 債	5,680,000		
1 市 債	5,680,000		
歳 入 合 計	30,113,034	歳 出 合 計	131,086,449

## (2) 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	329,671	327,095	2,576	
1 使 用 料	324,533	321,811	2,722	
10 教育使用料	324,533	321,811	2,722	
1 高等学校	149,454	148,834	620	授業料、入学金
2 教職員研修所	770	770	—	テナント使用料等
16 教育施設	174,309	172,207	2,102	学校施設目的外使用料等
2 手 数 料	5,138	5,284	△ 146	
8 教育手数料	5,138	5,284	△ 146	
1 高等学校	5,138	5,284	△ 146	入学選抜料等
18 国庫支出金	18,759,149	19,539,685	△ 780,536	
1 負 担 金	16,745,804	16,855,826	△ 110,022	
5 教育費負担金	16,745,804	16,855,826	△ 110,022	
1 教育費国庫負担金	16,745,804	16,716,263	29,541	認証額の1/3
2 小学校建設費負担金	—	139,563	△ 139,563	認証額の1/2
2 補 助 金	1,942,448	2,620,666	△ 678,218	
11 教育費補助	1,942,448	2,620,666	△ 678,218	
1 奨学援助費補助	475,682	—	475,682	幼稚園施設型給付費
2 就学奨励費補助	86,180	110,116	△ 23,936	補助率1/2
3 学校教育費補助	695,706	1,177,521	△ 481,815	補助率10/10、1/2又は1/3
5 保護児童生徒医療費補助	271	271	—	補助率1/2
6 学校設備費補助	493,934	515,541	△ 21,607	補助率1/2
7 学校施設環境改善交付金	190,675	817,217	△ 626,542	補助率1/2又は1/3

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 委 託 金	70,897	63,193	7,704	
3 其 他 委 託 金	70,897	63,193	7,704	
5 教 育 調 査 研 究 委 託 金	70,497	62,793	7,704	
6 人 権 啓 発 活 動 地 方 委 託 金	400	400	—	
19 県 支 出 金	160,224	157,586	2,638	
2 補 助 金	160,224	157,586	2,638	
9 教 育 費 補 助	152,224	157,586	△ 5,362	
1 ト ラ イ ヤ ル ウ ィ ーク 補 助	34,700	50,137	△ 15,437	定額補助
2 自 然 学 校 補 助	102,207	102,654	△ 447	定額補助
3 学 校 教 育 費 補 助	14,687	4,165	10,522	補助率10/10
4 特 別 支 援 学 校 自 然 体 験 活 動 補 助	425	425	—	定額補助
6 統 計 調 査 交 付 金	205	205	—	定額補助
3 委 託 金	8,000	—	8,000	
4 其 他 委 託 金	8,000	—	8,000	
4 教 育 委 員 会 委 託 事 業	8,000	—	8,000	
20 財 産 収 入	17,510	23,106	△ 5,596	
2 財 産 売 払 収 入	9,786	9,906	△ 120	
3 物 品 売 却 代	9,786	9,906	△ 120	
7 教 育 委 員 会	9,786	9,906	△ 120	
3 基 金 収 入	7,724	13,200	△ 5,476	
1 基 金 収 入	7,724	13,200	△ 5,476	
9 大 学 奨 学 金 基 金	1,800	1,800	—	預金利子等
10 置 塩 こ ど も 育 成 基 金	5,924	11,400	△ 5,476	預金利子等

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
21 寄 附 金	58,584	50,000	8,584	
1 寄 附 金	58,584	50,000	8,584	
2 其 他 寄 附	58,584	50,000	8,584	
12 教 育 委 員 会	58,584	50,000	8,584	
22 繰 入 金	14,945	14,945	—	
2 基 金 繰 入 金	14,945	14,945	—	
1 基 金 繰 入 金	14,945	14,945	—	
9 子 ども 交 流 支 援 基 金 繰 入	14,465	14,465	—	
13 大 学 奨 学 金 基 金 繰 入	480	480	—	
24 諸 収 入	5,092,951	4,461,325	631,626	
1 納 付 金	52,000	52,000	—	
6 教 育 費 納 付 金	52,000	52,000	—	
1 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ	52,000	52,000	—	災害共済給付制度掛金保護者負担分
4 受 託 事 業 収 入	4,512	11,396	△ 6,884	
2 其 他 受 託 収 入	4,512	11,396	△ 6,884	
1 民 生 施 設	3,600	10,000	△ 6,400	
2 就 学 就 園 事 務	912	1,396	△ 484	西宮市からの受託収入
5 貸 付 金 元 利 収 入	21,402	18,685	2,717	
3 其 他 貸 付 金 返 還 金	21,402	18,685	2,717	
8 入 学 貸 付 金	21,402	18,685	2,717	
7 雑 入	5,015,037	4,379,244	635,793	
5 償 還 金	24,023	19,242	4,781	
23 幼 稚 園	4,661	—	4,661	

(単位 千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
		24	小 学 校	5,862	5,862	—							
		25	中 学 校	9,943	9,943	—							
		26	高 等 学 校	57	57	—							
		27	特 別 支 援 学 校	1,450	1,450	—							
		28	青 少 年 育 成 セ ン タ ー	1,600	1,600	—							
		29	教 職 員 研 修 所	450	330	120							
	6		受 講 料	150	150	—							
	3		家 庭 教 育 講 座	150	150	—							
	9		雑 入	4,990,864	4,359,852	631,012							
	18		教 育 委 員 会	4,990,864	4,359,852	631,012						学校給食費収入等	
25			市 債	5,680,000	8,895,000	△ 3,215,000							
1			市 債	5,680,000	8,895,000	△ 3,215,000							
	8		教 育 債	5,680,000	8,895,000	△ 3,215,000							
	1		学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 公 債	5,482,000	8,746,000	△ 3,264,000							
	2		社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 公 債	198,000	149,000	49,000							
			合 計	30,113,034	33,468,742	△ 3,355,708							

(3) 歳出予算の説明

教育総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 教 育 費	131,086,449	132,465,241	△ 1,378,792	18,919,373	5,680,000	5,513,661	100,973,415
1 教 育 総 務 費	10,724,093	9,489,456	1,234,637	699,009	—	108,670	9,916,414
1 委 員 費	19,304	19,372	△ 68	—	—	—	19,304
2 事 務 局 職 員 費	8,226,138	7,109,911	1,116,227	614,036	—	23,509	7,588,593
3 教 育 総 務 費	1,486,832	1,342,133	144,699	63,574	—	32,881	1,390,377
4 奨 学 援 助 費	977,931	1,004,927	△ 26,996	21,399	—	52,280	904,252
5 学 校 職 員 費 厚 生 費	13,888	13,113	775	—	—	—	13,888

- 1 委 員 費 本目は、教育委員の報酬及び旅費である。
- 2 事 務 局 職 員 費 本目は、事務局及び教育機関等の職員の給料、職員手当等である。
- 3 教 育 総 務 費 本目は、教職員の旅費や教育委員会の庶務等に要する経費である。
- (1) 庶務事務費等 113,762 千円
- (2) 人事事務費・教職員旅費等 1,180,469 千円
- (3) 広報審査事務費・調査統計事務費等 45,297 千円
- (4) 就学就園事務費 71,881 千円
- (5) 土地借上料等 75,423 千円
- 4 奨 学 援 助 費 本目は、就学援助費、奨学金及び私立学校振興対策費等である。
- (1) 就学援助費 728,193 千円  
(学用品費・通学用品費、校外活動費 等)
- (2) 神戸市大学奨学金 2,280 千円
- (3) 通学費補助 126,455 千円
- (4) 私立学校園振興対策費 121,003 千円
- 5 学 校 職 員 費 本目は、教職員の表彰及び福利厚生事業等に要する経費である。
- 厚 生 費



教育振興費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費	1,301,851	1,305,466	△ 3,615	199,758	8,000	54,765	1,039,328
1 教育振興費	1,211,671	1,215,990	△ 4,319	199,758	8,000	53,545	950,368
2 教職員研修費	90,180	89,476	704	—	—	1,220	88,960

1 教育振興費 本目は、学力及び体力向上の推進、部活動の振興、いじめ防止対策・不登校支援、特別支援教育の推進等に要する経費である。

- (1) 学力向上の推進等 212,170 千円
- (2) 国際教育・防災教育・豊かな体験学習の推進等 441,035 千円
- (3) 体力向上の推進、部活動の振興等 126,602 千円  
(別途 令和7年2月補正予算 87,300千円)
- (4) いじめ防止対策・不登校支援等 74,991 千円
- (5) 特別支援教育の推進 165,856 千円
- (6) 神出自然教育園の管理運営 21,570 千円
- (7) 青少年育成センターの管理運営 23,504 千円
- (8) 学校園施設開放事業 145,943 千円

2 教職員研修費 本目は、教職員の研修、教育に関する調査研究、教育相談及び教職員研修所の管理運営に要する経費である。

- (1) 教職員研修 3,468 千円
- (2) 教育活動推進・調査研究・教育相談 10,438 千円
- (3) 教職員研修所の管理運営 76,274 千円

幼稚園費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
3 幼稚園費	2,116,820	1,932,930	183,890	475,682	—	5,769	1,635,369
1 教職員費	2,023,129	1,834,856	188,273	—	—	—	2,023,129
2 運営費	93,691	98,074	△ 4,383	475,682	—	5,769	△ 387,760

1 教職員費 本目は、幼稚園教職員等の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、幼稚園の管理運営費である。

(1) 管理運営費 63,414 千円

(2) 光熱水費 30,277 千円

小学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
4 小学校費	49,161,978	49,028,844	133,134	9,732,080	—	40,057	39,389,841
1 教職員費	45,733,933	45,680,284	53,649	9,668,874	—	25,412	36,039,647
2 運営費	3,428,045	3,348,560	79,485	63,206	—	14,645	3,350,194

1 教職員費 本目は、小学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、小学校、義務教育学校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 1,704,764 千円

(2) 光熱水費 1,723,281 千円

中学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
5 中 学 校 費	26,035,195	25,895,226	139,969	5,486,155	—	43,189	20,505,851
1 教 職 員 費	24,526,610	24,470,886	55,724	5,452,420	—	24,678	19,049,512
2 運 営 費	1,508,585	1,424,340	84,245	33,735	—	18,511	1,456,339

1 教 職 員 費 本目は、中学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、中学校、義務教育学校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 863,904 千円

(2) 光熱水費 644,681 千円

高等学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
6 高 等 学 校 費	5,925,107	6,085,799	△ 160,692	462,778	—	158,563	5,303,766
1 教 職 員 費	5,528,762	5,620,574	△ 91,812	—	—	—	5,528,762
2 運 営 費	396,345	465,225	△ 68,880	462,778	—	158,563	△ 224,996

1 教 職 員 費 本目は、高等学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、高等学校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 177,793 千円

(2) 光熱水費 218,552 千円

特別支援学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
7 特別支援学校費	8,597,433	8,589,301	8,132	1,624,510	—	11,354	6,961,569
1 教職員費	7,470,534	7,650,941	△ 180,407	1,624,510	—	6,903	5,839,121
2 運営費	1,126,899	938,360	188,539	—	—	4,451	1,122,448

1 教職員費 本目は、特別支援学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、特別支援学校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 78,311 千円
- (2) 光熱水費 131,371 千円
- (3) 通学バス運行費等 917,217 千円

社会教育費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費	—	150,831	△ 150,831	—	—	—	—
○ 学校開放費	—	150,831	△ 150,831	—	—	—	—

体育保健費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
12 体育保健費	11,726,051	13,519,842	△ 1,793,791	17,570	28,000	4,914,396	6,766,085	
1 学校保健費	812,050	822,145	△ 10,095	971	—	52,000	759,079	
2 学校給食費	10,914,001	12,697,697	△ 1,783,696	16,599	28,000	4,862,396	6,007,006	

1 学校保健費 本目は、学校医等の配置、児童生徒の健康診断、学校保健の管理及び日本スポーツ振興センターの加入等に要する経費である。

- (1) 学校医等配置 558,245 千円
- (2) 児童生徒健康診断 125,266 千円
- (3) 学校保健管理 20,448 千円
- (4) 日本スポーツ振興センター納付金 108,091 千円

2 学校給食費 本目は、学校給食の充実、学校給食センターの管理運営・民間委託及び食育推進に要する経費である。

- (1) 食品衛生管理等 42,991 千円
- (2) 学校給食事業負担金等 75,274 千円
- (3) 就学援助費 827,859 千円
- (4) 学校給食共同調理場運営費 405,767 千円
- (5) 小学校給食調理等業務委託 991,209 千円
- (6) 中学校給食運営 472,527 千円
- (7) 中学校給食の全員喫食の実施 1,494,726 千円  
(別途 令和7年2月補正予算 4,925,186千円)
- (8) 学校給食費の公会計化 6,407,816 千円
- (9) 食材費高騰対策等 195,832 千円

学校建設費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費	15,187,638	16,240,068	△ 1,052,430	221,831	5,402,000	176,898	9,386,909
1 幼稚園建設費	282,195	182,152	100,043	—	252,000	—	30,195
2 小学校建設費	4,110,014	5,814,187	△ 1,704,173	161,972	2,616,000	—	1,332,042
3 中学校建設費	138,969	165,361	△ 26,392	—	—	—	138,969
4 特別支援学校 建設費	205,828	77,561	128,267	16,552	32,000	—	157,276
5 学校設備費	5,650,057	4,963,479	686,578	31,156	—	—	5,618,901
6 学校改修費	4,800,575	5,037,328	△ 236,753	12,151	2,502,000	176,898	2,109,526

- 1 幼稚園建設費 本目は、幼稚園整備に要する経費である。
- (1) 幼稚園跡地管理・解体等 282,195 千円
- 2 小学校建設費 本目は、小学校整備に要する経費である。
- (1) 東舞子小学校校学級増対策 10,064 千円
- (2) 垂水小学校校舎増改築 953,229 千円
- (3) 春日野小学校校舎増改築 542,255 千円
- (4) 義務教育学校港島学園校舎一体化整備 1,240,056 千円
- (5) 学級増対策等 1,364,410 千円
- 3 中学校建設費 本目は、中学校整備に要する経費である。
- (1) 学級増対策等 138,969 千円
- 4 特別支援学校  
建設費 本目は、特別支援学校及び特別支援教室整備に要する経費である。
- (1) いぶき明生支援学校分校設置 83,850 千円
- (2) 特別支援教室整備 76,214 千円
- (3) 学級増対策、学校用地管理等 45,764 千円

5 学校設備費 本目は、学校園の教材・設備及び学習用パソコン等に要する経費である。

- (1) 学習用パソコン・ICT環境整備等 4,388,159 千円
- (2) 学校園設備（備品）整備 340,627 千円
- (3) 神戸教育情報基盤サービス（K I I F）等 830,931 千円
- (4) 校務支援システム 90,340 千円

6 学校改修費 本目は、学校施設の改修・維持管理等に要する経費である。

- (1) 大規模・長寿命化・バリアフリー改修 160,997 千円  
(別途 令和7年2月補正予算 8,955,551千円)
- (2) 学校園包括管理業務 376,651 千円
- (3) 学校施設改修等 4,262,927 千円  
(別途 令和7年2月補正予算 348,154千円)

### 教育施設整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
14 教 育 施 設 費 整 備 費	310,283	227,478	82,805	—	242,000	—	68,283
1 教 育 施 設 費 整 備 費	310,283	227,478	82,805	—	242,000	—	68,283

1 教育施設整備費 本目は、学校給食共同調理場・教職員研修所等諸施設の整備に要する経費である。



#### 4 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳				備 考
			国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
公 用 車 リ ー ス 契 約	令和7～15年度	9,000	—	—	—	9,000	
自 然 学 校 バ ス 借 上	令和7～8年度	72,000	41,000	—	—	31,000	
神 戸 市 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査	令和7～8年度	85,000	—	—	—	85,000	
通 学 手 段 確 保 対 策	令和7～10年度	30,000	—	—	—	30,000	
令 和 8 年 度 ス ク ー ル バ ス 運 行 業 務	令和7～14年度	3,327,000	—	—	—	3,327,000	
令 和 8 年 度 学 校 給 食 献 立 作 成 ・ イ ン ト ラ 配 信 シ ス テ ム	令和7～12年度	15,000	—	—	—	15,000	
令 和 8 年 度 小 学 校 給 食 業 務 委 託	令和7～12年度	864,000	—	—	—	864,000	
学 校 給 食 費 関 係 帳 票 印 刷 業 務	令和7～8年度	35,000	—	—	—	35,000	
令 和 7 年 度 義 務 教 育 学 校 港 島 学 園 校 舎 一 体 化 整 備	令和7～10年度	96,000	—	71,000	—	25,000	
旧 有 野 台 小 学 校 解 体 事 業	令和7～8年度	290,000	—	261,000	—	29,000	
垂 水 小 学 校 過 密 化 対 策	令和7～8年度	251,000	—	187,000	—	64,000	
東 舞 子 小 学 校 過 密 化 対 策 ( 既 存 校 舎 改 修 等 )	令和7～8年度	120,000	—	—	—	120,000	
東 舞 子 小 学 校 過 密 化 対 策 ( 暫 定 校 舎 リ ー ス 代 )	令和7～18年度	1,320,000	—	—	—	1,320,000	
土 砂 災 害 対 策	令和7～9年度	768,000	—	552,000	214,524	1,476	
バ リ ア フ リ ー 改 修 ( エ レ ベ ー タ 新 設 )	令和7～8年度	376,000	28,484	262,000	—	85,516	
令 和 8 年 度 エ レ ベ ー タ 更 新	令和7～9年度	267,000	—	240,000	—	27,000	
学 校 園 施 設 包 括 管 理 業 務	令和7～12年度	3,425,000	—	—	—	3,425,000	
い ぶ き 明 生 支 援 学 校 分 校 設 置 改 修 工 事	令和7～9年度	1,456,000	703,000	668,000	—	85,000	
令 和 7 年 度 学 校 I C T 環 境 整 備	令和7～14年度	157,000	—	—	—	157,000	
学 習 者 用 コ ン プ ュ ー タ 更 新	令和7～12年度	9,455,000	—	—	—	9,455,000	
神 出 自 然 教 育 園 整 備	令和7～8年度	20,000	—	17,000	—	3,000	
北 学 校 給 食 共 同 調 理 場 空 調 設 備 設 置 工 事	令和7～8年度	54,000	—	48,000	—	6,000	

## 5 予算関連議案

第 8 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与からの控除) 第 23 条 次に掲げるものについては、 給与から控除することができる。 (1)～(3) [略]  (4)～(9) [略]	(給与からの控除) 第 23 条 次に掲げるものについては、 給与から控除することができる。 (1)～(3) [略] <u>(4) 神戸市立学校教職員共済会の掛 金及び償還金</u> (5)～(10) [略]

(職員退職手当金条例の一部改正)

第 2 条 神戸市職員退職手当金条例(昭和 24 年 9 月条例第 147 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職手当からの控除)	(退職手当からの控除)
第20条 神戸市職員の給与等に関する条例第23条第1号から <u>第3号</u> まで及び <u>第5号</u> から <u>第7号</u> までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。	第20条 神戸市職員の給与等に関する条例第23条第1号から <u>第4号</u> まで及び <u>第6号</u> から <u>第8号</u> までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。

第3条～第8条 [略]

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 [略]

第2条～第4条 [略]

(施行細則の委任)

第5条 第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第2条及び第6条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定め、第3条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定め、第4条及び第5条の規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表 [略]

## 理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 9 号議案

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例の件  
神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例

第 1 条 [略]

(置塩こども育成基金条例の一部を改正)

第 2 条 神戸市置塩こども育成基金条例(平成23年3月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(施行細目の委任) 第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	(施行細目の委任) 第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。

第 3 条～第 5 条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2～5 [略]

## 理 由

設置目的が類似する等の基金の見直しを行うに当たり、条例を改正及び廃止する必要があるため



第 27 号議案

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の件  
 神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年 3 月 条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表 1（第 3 条関係） 幼稚園			別表 1（第 3 条関係） 幼稚園		
名称	位置		名称	位置	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 灘すずか け幼稚園	[略]	[略]	神戸市立 灘すずか け幼稚園	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	神戸市立 六甲山幼 稚園		六甲山町北六甲 4512番
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

神戸市立 道場幼稚園		[略]
[略]		[略]
神戸市立 淡河好徳 幼稚園		[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立 平野幼稚 園		[略]
[略]		[略]

別表 3 (第 3 条関係) 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立湊 翔楠中学校	楠町 4 丁目 2 番 5 号	

神戸市立 道場幼稚 園		[略]
神戸市立 八多幼稚 園		八多町附物 383 の 1
[略]		[略]
神戸市立 淡河好徳 幼稚園		[略]
神戸市立 西野幼稚 園	神戸市 長田区	重池町 1 丁目 10 番 8 号
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立 平野幼稚 園		[略]
神戸市立 神出幼稚 園		神出町田井字田 井前 425 番地の 2
[略]		[略]

別表 3 (第 3 条関係) 中学校

名称	位置	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
神戸市立湊 翔楠中学校	楠町 4 丁目 2 番 5 号	

分校		橘通3丁目4番			
		3号			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

幼稚園の廃止及び中学校分校の設置を行うに当たり、条例を改正する必要があるため。